

## 有価証券報告書レビュー（重点テーマ審査及び情報等活用審査）

### を踏まえた留意事項

金融庁及び財務局等は、平成 24 年度より、有価証券の発行者が提出する有価証券報告書の記載内容について、より深度ある審査を行うため、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施しています。

このうち、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」に関して、平成 24 年度の実施結果及び平成 25 年度について現在（平成 26 年 3 月 31 日公表時点）までの実施状況を踏まえて、複数の会社に共通して記載内容が不明瞭なため充実させるべきであると認められた点や、決算に当たりご留意いただきたい点などを、以下のとおり取りまとめました。

#### 1. 企業結合に関する開示（平成 24 年度より継続）

取得による企業結合の開示について、注記が全くなされていない事例や、注記されていてもその内容に不備や不十分な点が認められる事例が確認されています。

取得による企業結合が行われた年度については、当該企業結合の概要等を、法令に従って具体的に記載する必要があることに留意してください（連結財務諸表規則第 15 条の 12、財務諸表等規則第 8 条の 17）。

#### 2. 事業分離に関する開示（平成 25 年度に追加）

事業分離や連結子会社株式の一部売却等が行われた場合についても同様に、注記が全くなされていない事例や、注記されていてもその内容に不備や不十分な点が認められる事例が確認されています。

事業分離や連結子会社株式の一部売却等が行われた年度については、当該事業分離の概要等を、法令に従って具体的に記載する必要があることに留意してください（連結財務諸表規則第 15 条の 16、第 15 条の 18、財務諸表等規則第 8 条の 23 等）。

#### 3. 固定資産の減損損失（平成 24 年度より継続）

##### (ア) 将来キャッシュ・フローの見積り

減損損失を認識するかどうかの判定に際して見積もられる将来キャッシュ・フローについて、見積りの根拠が不明確である事例が確認されています。当該将来キャッシュ・フローは、企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づく必要があることに、留意してください（「固定資産の減損に係る会計基準」二 4. (1)）。

#### (イ)減損損失についての開示

減損を認識した資産についての内容や回収可能価額の算定方法等についての記載が不明瞭な事例が認められています。減損損失を認識した場合には、当該減損損失の内容を明瞭に注記する必要があることに留意してください(連結財務諸表規則第 63 条の 2、財務諸表等規則第 95 条の 3 の 2)。

#### 4. 金融商品に関する注記及びデリバティブ取引に関する注記(平成 25 年度に追加)

保有している金融商品(デリバティブ取引に関するものを含む)について注記がなされていない事例や、注記されていても当該金融商品の内容が不明瞭であったり、時価の記載方法が不適切であったりする事例が確認されています。保有している金融商品については、当該金融商品の状況及び時価に関する事項等を、明瞭かつ正確に記載する必要があることに留意してください(連結財務諸表規則第 15 条の 5 の 2、第 15 条の 7、財務諸表等規則第 8 条の 6 の 2、第 8 条の 8 等)。

#### 5. 重要性の判断(平成 24 年度より継続)

有価証券報告書の開示に当たって適用する重要性を設定する際に、質的重要性(当該事項の性質等)を全く考慮していない事例や、金額的重要性について単一の指標のみ(例えば、総資産に対する一定比率のみ)を検討し、それ以外の指標を全く検討していない事例が確認されています。当該重要性を設定する際には、質的重要性及び金額的重要性を慎重かつ総合的に検討する必要があることに留意してください(「企業会計原則注解」注 1、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 35 項等)。

#### 6. 特別損失の開示(平成 25 年度に追加)

特別損失に属する損失について、その内容が十分に記載されておらず、不明瞭な事例が認められています。特別損失の「その他の項目」について、損益計算書上の科目名によるだけでは、その発生原因又は性格を示すことが困難な場合には、注記によって記載する必要があることに留意してください(連結財務諸表規則第 63 条、連結財務諸表規則ガイドライン 62、財務諸表等規則第 95 条の 3、財務諸表等規則ガイドライン 95 の 2 第 2 項)。

#### 7. 財務局等への回答に際してご留意いただきたい点

財務局等からの質問に対する回答内容に不明点や疑問点が残った場合には、それらの点が解決するまで追加で質問状を送付させていただき、全ての質問にご回答いただいた時点で審査が終了となります。ご回答いただく際には、具体的な説明と、ご回答内容を理解する上で必要な資料等を併せて提出していただきますよう、お願いいたします。

以上